

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 6 年 12 月 10 日（火） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員 17 名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・釧物次長
8. 協議事項
12 月定例会本会議（12 月 11 日）から付託された事件（議案 2 件）
9. 傍聴者 1 名

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午後 12 時 17 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 6 年 12 月 10 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

釧 物 伸 次

吉津委員長 本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 2 件について、審査を行います。議案第 2 号「令和 6 年度 長門市一般会計補正予算（第 8 号）」を議題とします。審査は、第 1 条歳入歳出予算の補正から第 4 条地方債の補正までを一括し、別紙一覧表に沿って、課ごとに質疑を行います。はじめに、消防本部所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

消防長 おはようございます。消防本部所管につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 24 ページ、25 ページの 第 9 款「消防費」第 2 目「非常備消防費」消防団運営事業の消防団員報酬におきましては、本定例会に提出しております議案第 9 号、長門市消防団員の定員、任免、給与服務等に関する条例の一部を改正する条例におきまして消防団員の報酬改定を上程しており、本市の消防団員年額報酬につきましては四半期ごとに支給していることから、報酬の引き上げに伴い、1 月から 3 月分の報酬不足分 301 万 3,000 円を予算計上しております。また、出動報酬につきまして、これまで火災等の出動手当につきましては国の示した例に基づき 費用弁償としておりましたが、国の報酬等の基準において出動報酬として取り扱う旨の通知がなされたことから、出動手当の予算組み替えを行うものです。補足説明は以上です。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

西村委員 早速消防署さんに質問いたしますが、ちょっと説明をお願いしたい。報酬の改正。非常備消防団ですね、消防団の消防団員の報酬の改正についてですが、団長が 9 万 1,000 円から 8 万 2,500 円になってる。私はこれで安くするよりは、団長については特別なんですよね。だから、強いて言えば 15 万円ぐらい、どっかよそのほうは 30 万円ぐらいもらえるとこもあるんですよね。なぜこれが下がったのかというのが第 1 つの質問と、部隊長と班長、3 万 7,000 円。これ同額ですよね。どちらかと言えば、班長は機械の点検等で団員とちょっと、あと、終わった後 1 杯飲むんで、かなり自腹切ると思うんですよね、班長は。だから、班長と副部隊長が一緒というのはしょうがないけど、これどうして一緒なのか。

この2点を質問いたします。

総務課長 第1点目につきましては、今回の改正につきましては、地方交付税に伴う算定金額に伴い改定しておりますので、消防団の団長につきましては8万2,500円となっております。それと、第2点目の質問につきましては、今回の改定額は、今も申し上げましたように、階級ごとの交付税単価に基づいておりますことから、交付税単価は部隊長と班長は同額の3万7,000円となっております。間の副部隊長について具体的な定めございませんけども、同じ3万7,000円となっております。しかしながら、部隊長は部隊を取りまとめる重要な階級であることから、3,000円を増額して4万円としたものでございます。ということで、あくまでも交付税の単価に基づいた金額ということにしております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかご質疑はございませんか。今一度、消防本部所管全般について、ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:35 —

— 再開 9:36 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、三隅支所所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

三隅支所長 おはようございます。それでは、三隅支所所管の補正予算につきまして補足説明申し上げます。補正予算書の22ページ、23ページの第4款「衛生費」第2項「清掃費」第2目「塵芥処理費」事業コード025 ゴミ収集事業（直営分）、修繕料36万5,000円につきましては、塵芥処理用パッカー車、荷箱ホッパー部の回転板の部品破損による修繕に伴い、当初の予算額に不足が生じる見込みとなったことから、予算を増額補正するものです。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、油谷支所所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

油谷支所長 おはようございます。油谷支所所管の補正予算につきましては、補正予算書16・17ページ歳入の第18款「財産収入」第1項「財産運用収入」第1目「財産貸付収入」第1節土地建物貸付収入の土地貸付料として、24万円を計上しております。この度の補正予算は、油谷地区小さな拠点づくり推進事業において、油谷支所庁舎及び複合施設の整備を進める中、支所敷地の一部をコンビ

ニエンスストアに貸付することから、貸付料を計上するものです。なお、貸付料の月額額は8万円であり、1月から3月分までの3か月分を計上しています。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 コンビニの貸付料のご説明があったんですけれども、もう1月からということですかね。もうあれですか、入店する業者さんとは決まってるんですか。

油谷支所長 コンビニエンスストアの工事につきましては、12月から、今月から入ることになっております。補正予算の要求の段階では12月、1月というところがちょっとはつきりしておりませんでしたので、1月分からということで計上しております。なお、コンビニエンスストアの業者ですけれども、昨年度、公募により業者が決まっております、セブンイレブンのフランチャイズ店の株式会社さかえに決定しております。

吉津委員長 関連質疑ございませんでしょうか。なければほか、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、油谷支所所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:39 —

— 再開 9:40 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 企画政策課につきましては、特に補足説明はございません。以上でございます。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田中委員 おはようございます。予算書20ページです。第6目「企画費」定住促進対策事業なんですけれども、説明資料のほうに、対象地域が増えたというように書いてあるんですけれども、拡大された。どの地域が増えたのかをお伺いします。

企画政策課長 今回の制度の拡充の内容につきまして、移住支援金のうち単独県費補助事業、こちらの対象分につきまして、山口県のほうが10月に要綱を改正いたしまして対象地域の拡大をしております。これまでの東京圏、中京圏それから大阪や兵庫といった関西圏に加えまして、新たに広島県と福岡県、こちらの

2 県が移住元の対象地域に拡大をされたことから、本市も同様に対象要件の拡大をしたところでございます。

吉津委員長 関連質疑ございませんでしょうか。

岩藤委員 関連として、この 9 世帯を見込んでおられますが、この根拠について伺いたします。

政策調整班長 単独県費事業分 9 世帯のうち、既存対象地域分 3 世帯は、移住相談を受ける中で移住支援金の要件を満たすことが想定される数を見込んでおります。拡大分につきましては、補正予算分も含めた今年度の制度拡充前の申請見込み数が 10 世帯となりますけれども、これに令和 5 年度の拡大前の移住元の対象地域からの転入者数と拡大された広島県と福岡県からの令和 5 年度の転入者数の割合を乗じまして 6 世帯と見込んでいるところです。

岩藤委員 それでは、この明細も書いてあるんですけど、もう少し積算根拠について詳しい内容をお聞きしたいと思います。

政策調整班長 積算根拠についてのお伺いですが、国庫補助対象分の移住支援金の単価は、単身世帯が 60 万円となっております、2 人以上世帯が 100 万円、そして 18 歳未満の者 1 人につきまして 100 万円が加算されまして、単県事業分はそれぞれ国庫補助事業分の 2 分の 1 の単価となります。それをもとに移住支援金を計算しますと、予算説明資料の 1 ページに沿って説明をさせていただきますと、まず国庫補助対象分、2 人以上世帯 18 歳未満が 2 人の場合は 300 万円になりまして、これが 1 世帯。そして 2 人以上世帯 18 歳未満なしの場合が 100 万円になりますけど、これが 1 世帯で 400 万円になります。単県事業分につきましては、既存の対象地域分と拡大分を合わせた計算になりますけれども、2 人以上世帯 18 歳未満お 1 人の場合は 100 万円になりますけど、これが 5 世帯。そして単身世帯、この場合は 30 万円になりますけど、これが 4 世帯となります。国庫補助分と単県分を合わせますと、合計 1,020 万円を今回補正計上させてもらっているところです。

岩藤委員 わかりました。そしたら、この移住支援金の縛りというものがあるのか、伺いたします。

政策調整班長 移住支援金の交付につきましては、移住元の要件、これを満たした上で、合わせて仕事の関係ということで、県のマッチングサイトに掲載されている求人へ就業いただいたり、あとはテレワークの要件を満たす。それと、創業といってやまぐち創業補助金の交付を受けるといったような要件を両方満たす必要がございます。先ほど申し上げました移住元の要件につきましては 2 つございまして、1 つは転入直前の 10 年間のうちに通算 5 年以上その対象の地域に住んでいたということと、あと転入直前に連続して 1 年以上、その対象の地域に在住していたことということがございますので、この両方の条件に合致する

必要がございます。あと移住支援金の交付を受けた方が申請のあった日から 3 年未満で市外へ転出した場合は、移住支援金の全額を返していただくことになります。3 年以上 5 年以内に市外へ転出した場合は、半額を返還していただくことになります。加えまして、先ほど申し上げました就業の要件で、移住支援金の交付を受けた方が 1 年以内にその仕事を辞められた場合も全額を返還いただくことになります。

田中委員 ちょっと追加でお聞きするんですけども、対象地域が増えたってことで、広島、福岡ということは、かなりこちらの長門市から行かれています方が増えてるんだろうなと思うんです。今までと違いまして。そうすると、この移住支援金を利用されたい方というのが当然増えてもいいのかなと。でもその方が U ターンで元々こちらが地元であると、こういう情報を取らずに自力で帰って・・・自力で帰って当然なんですけれども、そういう場合っていうのがあると思うんですね。私もちょっと 1 件耳にしたことがありまして、知らなかったということで。これどういうふうに、広島、福岡のほうに行かれています方、この情報を掴むために何か市として工夫されることってございますでしょうか。

企画政策課長 長門市が出身の方に対してもこういった形で周知をしていくかというところがございますけど、やはり 1 つは、市のホームページとかに情報を載せていくっていうのはあると思いますけれども、広島、福岡エリア等でまたそういった移住の PR をする機会に周知をしたり、やはり長門市内の例えば親御さんとかご家庭の方にもそういった情報を知っていただく機会を徹底することで、やっぱり家族のほうから伝えていただける。また、二十歳の集いとか、そういった U ターンをする機会等、色々あるかと思いますので、そういった機会にも何らかの形で情報のほうを発信していければいいかなと考えております。

ひさなが委員 おはようございます。1 点だけ。12 月のこのタイミングで補正を組まれて、制度自体は 10 月 15 日以降だと思いますけど、この時期にやることで、こういったことを狙っているのか、メリットをどう考えているのかという点について伺いたします。

企画政策課長 先ほど申し上げましたように、山口県が 10 月 15 日に要綱改正をいたしまして、足並みを揃えたというところではございますが、1 つのメリットといたしましては、やはり年度末にどうしても人口の異動が多い時期を迎えますことから、この年度末に異動される方にとってはこの制度を利用していただけということで、この制度を活用した移住の受け入れが可能になることが 1 つ挙げられるかと思います。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、企画政策課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:50 —

— 再開 9:50 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 それでは、財政課所管分につきまして、補足説明を行います。補正予算書 28・29 ページ、第 13 款「諸支出金」、第 1 項「基金費」、第 1 目「財政調整基金費」、5 億 6,821 万 9,000 円の増額につきましては、令和 5 年度決算の認定に伴い確定しました実質収支に対し、地方財政法第 7 条に規定される積立金を計上しているものです。一方、歳入予算については、補正予算書 18・19 ページ、第 20 款「繰入金」第 1 項「基金繰入金」第 9 目「地域活性化基金繰入金」について、油谷地区小さな拠点づくり推進事業及び、県営自然災害防止事業負担金の増額に伴い、追加で計上しております。その他全体の予算調整のため繰越金を追加しております。以上で、補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 おはようございます。今部長の事前説明にもありましたが、予算書 29 ページ、説明資料 4 ページ、第 1 目「財政調整基金費」この財政調整基金費でございますが、5 億 6,821 万 9,000 円を積み立てた後の財政調整基金の残高は、一般的に適正とされている標準財政規模の 10 パーセント相当額は上回るのかをお伺いいたします。

財政課長 令和 5 年度末の財政調整基金の残高につきましては、45 億 2,335 万 5,000 円でございます。令和 6 年度 12 月補正までの予算上の繰入額、こちらにつきましては 11 億 7,538 万 2,000 円、そしてこの度予算案として計上しております積立金が 5 億 6,821 万 9,000 円、これらを差し引きますと令和 6 年度末の残高見込みにつきましては 39 億 1,619 万 2,000 円となります。もし令和 6 年度は取り崩さないとなりますれば、令和 6 年度末の残高は 50 億 9,157 万 4,000 円となります。委員おっしゃいました標準財政規模の 10 パーセントにつきましては、約 125 億円程度の標準財政規模もございますので、10 パーセントとなれば 12 億 5,000 万円となりますが、それをはるかに上回る残高となっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、財政課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もない

ので、質疑を終わります。次に、税務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 税務課の補正予算については、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:54 —

— 再開 9:55 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、総合窓口課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 おはようございます。総合窓口課所管の補正予算につきまして、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 おはようございます。第 1 目「戸籍住民基本台帳費」で、予算説明資料の 1 ページです。窓口業務改革推進事業で、これですけれども「書かない・待たない」窓口改革というところで予算を窓口のレイアウトの変更と会計年度任用職員さんの雇用というところで予算計上されてますけれども、まず 1 点確認なんですが、この「書かない・待たない」窓口改革ですけれども、これ、どのようなサービスを行っていかれるのか。

総合窓口課長 おはようございます。それでは、お答えいたします。「書かない」窓口につきましては、窓口業務支援システムの導入により、各種証明書の交付申請やライフイベントにかかる手続きについて、職員が必要なことを聞き取るだけで済むよう、申請書の作成を支援いたします。来庁された方におかれましては、作成された申請書の内容に間違いがないか確認いただき、自署をしていただくだけで、希望する手続きが完了する仕組みとなっております。また、「待たない」窓口につきましては、システム導入によりまして、窓口における申請書への記入時間を省略するとともに従来の事務処理の流れを徹底的に見直しまして、効率化を図ることで待ち時間の短縮につなげるものでございます。

綾城委員 はい、わかりました。つまり、これまでは各申請書は窓口に来られた方に記入をしてもらっていたけれども、これからは記入をするわけではなくて、機械に打ち込むという、そのご本人さんがされるということで。はい、わかりました。これからは、市の職員さんが聞き取って、市の職員さんが機械に入力をさ

れて、それが出されたプリントに対して署名をすると、それで終わるということでございますね。わかりました。はい。それは会計年度任用職員さんを雇用されるということですが、これは、そういった職員さんがされることが増えるので体制を増やすと、下の窓口の職員さんを増やすということによろしいですか。

総合窓口課長 会計年度任用職員の雇用につきましては、従来 1 人のお客様に対して、正職員が 1 人窓口に出まして対応しておったところですが、今回導入するシステムにつきましては、窓口業務支援システムということで、常時カウンターのシステムの中で運用いたしますので、窓口カウンターに今回雇用する会計年度任用職員の方については座っていただいて、そして来庁されたお客様については、発券機でまず必要な手続きをしていただいたら、窓口カウンターのところまでお越しいたきて、今回雇用する会計年度任用職員がカウンター窓口において来庁者の方の求めるサービス内容を聞き取りしてシステムを入力することで、フロントヤード的な部分を担っていただくところで新たに雇用する形になります。

綾城委員 じゃあこれ、会計年度任用職員さん 224 万 3,000 円予算あがってますけれども、これごめんなさい、1 名の予算かと思ってましたけれど、これ何名の予算になってます。

総合窓口課長 会計年度任用職員さんは、4 名で 1 月から 3 月までの 3 か月間ということで計上しておるところでございます。

中平委員 綾城委員の先の質問のところの「書かない・待たない」ところで、僕は行政視察で他県他市のこういう「書かない・待たない」で、そこは「動かさない」と。だから、同じ窓口で色々な手続きができるというふうにされてましたけど、将来的にはそういうところを長門市も目指すのか、お伺いいたします。

総合窓口課長 来庁された方を動かさない。いわゆるワンストップサービスになろうかと思いますが、現在、転入・転出・転居などの住民異動並びに死亡後の各種手続きにつきましては、来庁された方を移動させることなく、1 つの窓口において担当職員が入れ替わるという形で、対応にあたっているところでございます。今後、本事業の実施システム導入後にと伴いまして、ライフイベントに特化した手続きをはじめ、他の業務につきましても、順次、各担当課等と調整を図りながら、ワンストップサービスを拡充していく予定としております。

早川委員 おはようございます。今、色々説明いただいたんですが、結局、来庁者の方に対応する窓口カウンターの方は 1 名だけって、今 1 名って言われたんですが、1 か所でそれを次についていう形になるんです。それとも、カウンターは 2、3 名いらっしやって、同時に 2、3 名を対応できるようになってるんでしょうか。

総合窓口課長 窓口カウンターへの会計年度任用職員の配置につきましては、今考えておりますのは、それぞれ証明発行であったり異動届、異動の手続きであったりという、それぞれの手続きごとにある程度分類をかけさせていただいた上で、4名は窓口カウンターのほうに常時座っていただくというふうに考えております。

吉津委員長 関連質疑ございませんでしょうか。

ひさなが委員 では、「書かない・待たない」窓口のこのサービスの開始時期の見込みであったり改修等のスケジュール、レイアウト改修のスケジュールについて伺います。

総合窓口課長 サービス開始に伴いますスケジュールにつきましては、現在、新たに導入する窓口業務支援システムの契約を8月に終え、システム構築、そしてデータ連携等の作業を進めております。併せて職員によるシステム操作研修等を今行っているところでありまして、サービスといたしましては、来年2月末の本格稼働を目指して取り組んでいるところでございます。また、窓口レイアウトの改修につきましては、議会の承認が得られた場合、速やかに入札準備等に取り掛かりまして、本格稼働する来年2月末までを目標に改修をしていきたいと考えておるところでございます。

ひさなが委員 スケジュールについてわかりました。レイアウトの改修も行っていかれるということなんですけど、この改修中については、市民の方がそのサービスを受け入れないとか、そういったことはあります。

窓口班長 窓口レイアウト等の改修につきましては、通常の業務に支障が及ばないように、市役所が閉庁している週休日に行う予定としております。

ひさなが委員 2月末の本格稼働を目指されているというところで、それまでに、会計年度任用職員、窓口サービス専門職員さん、4名雇用をしていかれるということだと思えるんですけども、もしもそこまでに4名、今人材不足が言われる中、見つからなかった場合、このサービスはどうなります。

窓口班長 窓口サービス専門職員については、現在、ハローワークや市のホームページを通じて募集しているところです。募集期間に応募がなかった場合や、または採用に至らなかった場合については、募集期間を延長するなど対応していきたいと考えております。

ひさなが委員 募集期間延長等っていうことなんで、その間も正職員さん等で、そのサービス自体は2月末から行っていくということによろしいですか。

窓口班長 その通りでございます。

ひさなが委員 あと、最後1点ですね。備品についてなんですけれども、説明資料では窓口レイアウト等の改修が253万円と。なかなかこう、一般のオフィスで改修をかけるそれだけの金額が適正なのかっていうところがちょっとなかなか

かどうかなと思うんですけど、その備品がどうしても必要な理由であつたりがあればお伺いいたします。

総合窓口課長 窓口業務支援システムの導入に伴いまして、職員側の窓口業務の流れや導線が大きく変わることから、事務処理の効率化を図るためにはフロアレイアウトの見直しが必要となります。担当課といたしましては、先進地視察等を重ねた結果、そして窓口 BPR アドバイザーの派遣などを終えたところで、本市に適した窓口レイアウトの改修といたしまして、事務用デスクや椅子、そしてパーテーション用のクロスパネル、会議用テーブル、サイドワゴン等を必要備品として考えた上で購入する予算を計上させていただいたところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

米弥委員 おはようございます。今回のシステムの改修なんですけど、例えば高齢者の方、すごい新しいシステム、本当苦手で、かなり窓口が混雑するっていう。例えば病院とか、そんなのを聞いているんですけど、こういうふうに変えるっていうことの周知は、市民の方にいつごろされるのか。またその中で、こういうような形でありますよっていう方法などもされるのか、お尋ねいたします。

総合窓口課長 今現在、本格稼働については 2 月末を目指しておりますので、3 月の広報紙であつたり、開始するタイミングに応じて市のホームページ、そして市の広報なども含めて、広く窓口の業務改革が始まりますということで、行っていきたいというふうには思っております。

田中委員 レイアウトについてなんですけれども、私も 1 番最初の時に感じたことなんですけど、庁舎に入って右手側に受付の方がいらして、正面に窓口の受付の方がいらっしゃる。時折、高齢者の方がどちらに相談すればいいのかってすごく迷われているような場面に遭遇することがございます。その辺の見直しというか、表示とかそういうことを改善したほうがいいんじゃないかなと常々思っておったんですけども、その辺、担当課はいかがでしょうか。

総合窓口課長 私どもも、この度、先ほど少し触れましたが、窓口の業務改革ということでアドバイザーなども派遣いただき、色々と窓口のあり方、検証してきたところです。そういった中で、やっぱりサイン表示とかそういったもので分かりにくいというようなお声もいただいておりますので、その辺りについては改善できるものについては、また担当課を含めて色々協議しながら改善していきたいというふうに思っております。

田中委員 もう 1 点ですけども、先ほど窓口 4 人常時座られて、それぞれの住民票であるとかっていう担当を決めて動かれるってことだったんですけども、4 人窓口にいるっていうのは、市内の銀行さんでも、本店とかそういうところなのかなって。かなりの人数なのかなと私は個人的に思うんですね。なぜなら、長門市は支所とかありますし、今オンラインを進めていると思うんですけど

も、今現在、その窓口を利用されている市民の方、人数どのぐらいいらっしゃるのかっていうのを把握してらっしゃいますか。

窓口班長 総合窓口課が所管する業務の窓口来庁者数につきましては、月や曜日によって異なりますが、今年 11 月の総合窓口課への来庁者数は発券機を通したもので 1,151 人、平均すると 1 日に約 58 人が各種手続きを行われたことになります。

田中委員 ではやはりその 4 人必要だという根拠っていうのは、その辺の数字に基づかれて 4 人という数字を決められたんでしょうか。確認でお尋ねします。

総合窓口課長 そうですね。雇用につきましては、日々の受付人数、そういったものを加味して人数を充てたところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、総合窓口課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、市民活動推進課について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 市民活動推進課所管の補正予算について、補足説明いたします。補正予算書は 20 ページ、21 ページの第 2 款「総務費」第 1 項「総務管理費」第 8 目「市民活動推進費」事業コード 900 市民活動推進費につきましては、予算説明資料 1 ページに記載のとおり市民活動推進課執務室改修工事として、市民活動推進課の一部を中央交流プラザに移動させ、中央交流プラザ及び市民活動支援センターとの連携、業務の効率化を図るため、扉の修繕、エアコンの改修及び書棚、机等の整備に必要な経費を計上しております。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 今部長の事前説明にありました予算書 21 ページ、説明資料 1 ページ、第 8 目「市民活動推進費」であります。このまず移動先として、中央交流プラザの 4 年ぐらい前でしたかね。市民活動の部署がありましたよね。そこでよろしいでしょうか、お伺いいたします。

市民活動推進課長 委員言われるとおりの場所となります。

中平委員 その部屋に関しては、何平米ぐらいで、何名ぐらいの方が移動されるのかをお伺いいたします。

市民活動推進課長 部屋の大きさにつきましては、約 42 平米となりまして、市民活動推進課の一部職員 8 名を移動することとしております。

中平委員 あと、書棚等で 247 万 5,000 円。これ結構細目があると思いますが、わかりましたらお伺いいたします。

活動推進班主査 管理職用の机といたしまして、両袖机 1 台。事務机が、今本庁で使っております対面式の机になりますけれども、こちらが 2 台。それから袖デスク 8 台、事務椅子 9 脚、書棚 8 台と、その台座 8 台、これを計上しております。

早川委員 以前は市民活動推進課っていうか、今度移る場所にあったと思うんですけども、その時にちょっと思ってたんですけども、あそこ閉塞感が思いっきりある——前のほうはガラスなんですけれども、多分 8 名入られると結構閉塞感っていうか、あるんですけども、やっぱり労働環境とかって生産性じゃないですけど、効率的にもやっぱり大事になってくると思うんですけど。あそこってあのまま使われる予定なんですか。

市民活動推進課長 労働環境というところですが、今回の補正の中に、入口ガラス面ですが、裏側の引き戸と排煙の窓が設置されております。そちらのほう白いフィルムで光が入らないようになっておりますので、そちらのほうのガラスを取り替える。また、引き戸のほうについては、擦りガラスの状態にして光が入るような形を取りたいと思っております。それと、エアコンのほうも新たに設置することとしておりまして、環境には配慮していきたいと考えております。

岩藤委員 場所の確認なんですけど、この資料、今中平委員がおっしゃったのは、今の市民活動の場所の一部と思っちゃってんですか。（「だから、昔はあったんですよ、だからその中央公民館・・・」と呼ぶ者あり）いや、いいです。それならいいんですけど、そこが今度改修をされて 8 名の方がそこで執務を行われるっていうふうなんですけど、これの今度工事期間ですよ。今公民館も色々活動してるんですけど、いつ頃から改修、今 2 階のトイレ改修工事もかかっているんですけど、その工事の期間っていうのが、もちろん来年の 3 月までにやられるんでしょうけど、工事期間っていうものを聞きたいと思います。

活動推進班長 工期については 2 か月程度を予定しています。この工事については備品のエアコンの設置が主になりますので、実質取付については納期からその取付の 1 週間以内で取り付けられると思いますけど、それを含めて工期が 2 か月ということで今想定しております。

岩藤委員 それはやっぱり来年 3 月までにはもう終えてっていう予定ではいらっしゃるということですね。

活動推進班長 はい、その予定です。

綾城委員 1 点確認です。今一部、だから市民活動推進課さんの一部 8 名の方が向こうの中央交流プラザに行かれるということなんですけど、市民活動推進課の業務、だから今後、一部の方は残られる。こっちの本庁に残られるということで、この本庁と向こうの交流プラザと、どういう事業の推進体制になっていくのかっていうのを確認させてもらっていいですか。

市民活動推進課長 本庁側には相談業務のほうを残すこととしておりまして、それ以外の部分につきまして、新しいところに移すこととしております。相談員、今 2 名おりまして、消費生活相談と市民相談を受けております。そちらの相談業務が円滑に進むように、職員のほうは本庁側に 2 名程度交代で勤務させることとしております。

綾城委員 わかりました。ということは、消費相談とかそういう市民相談は 1 階本庁でやると。あとのほかの業務は全て向こうの中央交流プラザに行くっていうふうに市民の方に説明すればいいですね。

市民活動推進課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

田村委員 場所の確認を何度もしますが、今、中央公民館を入れて正面の、昔、市民活動推進課があった場所。あの部屋の話は今ずっとされてたんですけど、説明資料を見ると、資料室及び展示室って書いてあるんですけど、これ今兼ねてるってことですか。それとも 2 部屋あるんですか。

市民活動推進課長 言われる 1 部屋について、資料室及び展示室という名前、兼ねてると言いますか、そういう名前となっております。

田中委員 相談窓口が下にいて、市民活動班っていうのがあちらに行くっていうことだと思うんですけども、市民の方の相談って、自分が相談に来るんですけど、どっちに——慣れるまでというか、最初はこちらに来られて、「すみません。こちらではなくてあちらです」と。両方に行ったり来たり市民の方がされる可能性っていうのがあるのかなと思うんですけども、それ先ほどの窓口業務の市民の方にストレスをなくす窓口業務っていうのとすごく相反するような気がするんですけど、その辺の広報というか、市民の方にうろうろさせない工夫っていうのは何か考えてらっしゃいますでしょうか。

市民活動推進課長 周知のほうは市のホームページ等、また関係団体のほうには周知をして、課が移動することについてお伝えしていこうと考えております。仮に間違えてと言いますか、来られた場合には職員のほうで移動するなど対応を取りたいと考えております。

ひさなが委員 それでは、予算書 6 ページの債務負担行為補正。仙崎交流プラザ指定管理料 5,453 万 9,000 円で、これまで仙崎公民館だった頃は 3 年間で 3,782 万 3,000 円ぐらいだったと思うんですけども、結構大幅な増額かなと思うんですけども、その理由についてお伺いいたします。

地域連携教育推進課長 指定管理料につきましては、仙崎振興会からの申請書を受け取り精査した結果、指定管理者選定委員会で妥当と認められたものについて、債務負担行為により上限額を計上しております。今回の差額の内訳のうち、人件費につきましては、最低賃金や労務単価等を勘案した増額によるもの、また施設管理など人件費以外につきましては、今回、2 月に完成する新しい仙崎公民

館に新たなエレベーターを設置することなどにより動力電源が必要なため、高圧電力に切り替えることによりまして電気量が増額します。また、これに伴うキュービクルも設置しますので、自家用工作物保安管理委託料、またエレベーター保安点検の点検料を新たに計上いたしますことから、増額があげられると思われます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、市民活動推進課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質問もないので、質疑を終わります。次に、生活環境課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 生活環境課所管の補正予算について、補足説明いたします。補正予算書 6 ページ、第 3 表「債務負担行為補正」の指定ごみ袋納入及び販売委託料につきましては、令和 7 年度において、市指定ごみ袋納入業者へ納入に関わる経費を納入委託料として支出し、販売店へは販売委託料を支出するもので、年度当初から市指定ごみ袋を販売できるよう体制を整える必要があることから、限度額を設定するものでございます。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:24 —

— 再開 10:25 —

吉津委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、高齢福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:25 —

— 再開 10:26 —

吉津委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、子育て支援課所管につ

いて審査を行います。執行の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:26 —

— 再開 10:27 —

吉津委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、健康増進課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 応急診療所運営事業、予算書 23 ページ、説明資料 2 ページです。第 8 目「地域医療推進費」234 万 8,000 円、これのまず財源が、100 パーセントその他になっている、その理由を説明をお願いします。

地域医療連携室主査 財源につきましては、補正予算書 16 ページから 17 ページ、第 15 款「使用料及び手数料」、第 1 項「使用料」、第 3 目「衛生使用料」、第 1 節「保健衛生使用料」の長門市応急診療所使用料 234 万 8,000 円でございますが、薬剤料等につきましては、基本的には受診した際の診療報酬の医科報酬及び薬剤報酬として患者の自己負担及び保険者から全額が支払われるために、補正額の全額を充当したものでございます。

中平委員 治療薬を含む処方薬及び検査試薬等で、この 234 万 8,000 円を計上されておりますが、その算出根拠をお伺いいたします。

地域医療連携室主査 応急診療所の医薬材料費について、昨年度実績等から 234 万 8,000 円を今年度末までの不足見込みと試算し、今回補正計上しております。算出根拠でございますが、昨年度の感染症流行期に来院した患者数を見込み、その間に要した処方薬及び検査試薬等の経費を加味し、新型コロナウイルス感染症治療薬であるラゲブリオ及びゾコーバ錠の経費として約 73 万円、契約薬剤約 105 万円、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者に対して実施する検査試薬代として約 57 万円、合計 234 万 8,000 円を算出したところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、健康増進課所管全

般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 10 時 40 分からといたします。

— 休憩 10:30 —

— 再開 10:40 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農林水産課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

経済産業部長 それでは農林水産課所管の補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。まず、補正予算書では 24 ページ、第 6 款「農林水産業費」第 1 項「農業費」第 5 目「畜産業費」、補正予算説明資料では 2 ページ畜産団地整備事業として、6,086 万 5,000 円を追加計上しております。本補正予算の事業概要としましては、今年度策定中の長門市畜産団地造成基本計画をもとに、年間約 50 万羽の出荷羽数を可能とする鶏舎の整備を予定しております第一工区の造成用地内の用地測量、地質測量及び調査、実施設計等を行い、造成工事の詳細設計又は測量成果にもとづく工事費の算定を行うものであります。なお、事業期間については、令和 7 年 1 月から 9 月までを予定しております。次に、補正予算書では 28 ページ、第 11 款「災害復旧費」第 2 項「農林水産業施設災害復旧費」第 1 目「現年農地農業用施設災害復旧費」に現年農地農業用施設災害復旧事業としまして 1,130 万円を計上しております。本事業は、本年 8 月 28 日から 30 日にかけての台風 10 号の豪雨により被災した農地及び農業用施設の復旧のために係る経費を計上しております。その他の内容については、補正予算説明資料 2 ページに記載のとおりであります。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 おはようございます。それではですね、第 4 目「農業振興費」の集落営農法人連合体形成加速化事業についてお尋ねします。本市には、私、先般一般質問しておりますけれども、3 つの法人の連合体があつて、株式会社ベンチャー俵山とそれから株式会社三隅農場、そしてこの株式会社長門西っていう 3 つがあつて、この 3 つの中でもこの長門西っていう法人連合体ってのは非常によく頑張ってるっていう噂を聞いた、話を聞いてます。この法人の連合体の構成っていうのは、4 つの農事組合法人と JA 長門統括支店が法人組織に加わってるっていうことで、今回そのこの事業費ですね、112 万 6,000 円のこのハンマーナイフモアいわゆるこの草刈り機。多分草刈り機だと思うんですけども、これのその補

助金の選定っていうか、その支給要件というか、こういったこれ要件でこの株式会社長門西にこの補助金が交付されるのかの選定理由って。

農業振興班長 この集落営農法人の規模拡大の促進事業でございますけれども、こちらについては、連合体が、規模拡大を行う際にそれを促進するための補助ということになっております。現在この長門西については、従業員 2 名によりまして、米、麦、大豆の作業受託が 300 ヘクタール、それから畦畔の草刈りが 1 ヘクタール、それから油谷地区のドローンあるいは無人ヘリを活用した航空防除ですね、289 ヘクタールほどですね、行っておるわけなんですけれども、この中で、草刈りの受託について、現在の 1 ヘクタールから 3 年後の令和 8 年度に 25 ヘクタールまで増やすということがありまして、その関係でそれを促進しようというところでこの度の計画を立てて認定されたというところになっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

田村委員 それでは、この集落営農法人連合体形成加速化事業なんですけれども、補助率についてちょっとお尋ねするんですけれども、県が 3 分の 1、市が 10 分の 1 です。これの要綱に従って 10 分の 1 でこう定められているんですけれども、現在、農協経営なかなか厳しいかと思うんですけど、これでいきますと、事業費、その機械の購入代、トータル 250 万円ぐらいの中の 140 万円ちょっとぐらいを自腹で農家さんの法人連合体が出されるっていうことになるんですけれども、この 10 分の 1 の要件っていうのは今どういうふうに思われます。

農林振興班長 この集落営農法人の連合体の事業でございますけれども、平成 28 年からこの事業がありますけれども、その当時におきまして、県の補助 3 分の 1 に加えて、市も補助を出すようにという要件がございますして、その時に 10 分の 1 というものを設定して、その名残と言いますか、その後も法人の連合体の形成を加速化するというところの趣旨において、その 10 分の 1 を継続して補助するということで現在に至っておるというところでございます。

田村委員 それを受けまして、その 10 分の 1 設定がどうなのかというところを課長にお伺いいたします。

農林水産課長 確かに、委員言われるように 10 分の 1 が市の手出しということで、今、班長も言いましたが、県の要綱に則ってですね、それを踏襲した形で今まで 10 分の 1 の市の補填という形でやってきております。確かに、現状、今農業者の方ですね、色々機械、そういったものをやっぱり人が少ないというところもございまして、機械を導入しながら営農をやっていかれるという、当然法人さんを中心にやっていかれるというところで、機械の導入というのが、要望を出されるというところが多くございます。そういった意味でも、それとまた、うちのほうでも、地域計画を今年度に策定いたしますが、その中でも、やはり担い手

という方々を皆各農地に張り付けていかなくちゃいけないというふうになりますので、そういった意味でも機械の導入というのは今後要求が高まるのではないかというふうに思っておりますので、この補助率につきましても、今後のいわゆる農業者の方の動向を見ながら市としても検討はしていきたいなというふうに思っております。

田村委員 それじゃあ、これについてもう 1 つだけ伺うんですけれども、ハンマーナイフモアの整備支援ということですが、台数書いてないんですけれども、これは 1 台ですか。

農業振興班長 この度整備するのはハンマーナイフモア 1 台でございます。

吉津委員長 関連質疑ございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ご質疑はありませんか。

重廣委員 おはようございます。先ほど補足説明がありました第 5 目「畜産業費」畜産団地整備事業なんですけど金額が書いてあります。これから用地測量、そして実施設計が行われるという設定でしたよね。年間 50 万円。これはあと 50 万羽。ブロイラーですね、ブロイラーの予定なんですけど、これは、経営される母体、先日私もちょっと現地視察させていただきました。その時に、説明員さんって言いますかね、ついてこられた方、色々お話はさせていただいたんですが、実際そこに畜産団地を計画して、経営母体はどこなのか。なぜこういうこと言うかということ、実施設計の段階で経営される方にもいろんな助言がいただけないと、じゃあ、今から造成されますよね、どういう格好にする。やはり実際に運営される方の意見が 1 番大事ではないかと思うんですが、経営母体、その時にはまだ決まってないというふうに聞いたんですよ、現地視察の時は。今決定されてどこになったのか、また、その方がもしおられるのであれば、実施設計を作るときに意見が、アドバイスが反映されるのかどうか、その辺りについて説明願います。

農林水産課長補佐 実施主体については、現在、未来農業創造協議会畜産振興部会において、生産者、県、JA、養鶏など関係団体と協議をして、その上で経営者、実施主体を定めることとしていただいておりますが、まず先行して第 1 工区に关しましてでございます。実施及び運営主体については、やはり畜産における経営感覚を持っている事業者をお願いすることが最適と考えております。つきましては、本市の養鶏農家の協同組合である深川養鶏農業協同組合が実施主体となつていただくことが最適と考えており、現在では同組合とも協議を重ねているところでございます。

重廣委員 今の説明であれば、まだ決まっていないうことですね。これは、第 1 工区は鶏肉ですから、養鶏ですから養鶏組合です。第 2 工区とか、この畜産、ほかの牛等が入れば、その経験されてる方を考えている段階で、これをこの

金額をポンと出されても、前ありましたよね、母体を決めて、その母体の方がはっきり、この方ができたら、運営されると。そういうのが決定しないと、なかなか、この金額は、そうですよ、どうぞっていうわけにはいかないと思うんですよね。また設計業務には反映されません。その辺りについて課長のほうからお願いします。

農林水産課長 今の補佐の補足という形で発言をさせていただこうと思いますが、今重廣委員さんのほうからありましたように、基本的には深川養鶏さんのほうにお願いするということを市としては当然考えております。今、養鶏さんとも今色々話をさせていただいている中で、養鶏さんのほうから選定された農業者の方がそこを運営するというふうに聞いておりまして、運営される方が決まりましたら、当然この実施設計、基本設計、そういったところにもその方たちに入っていただきまして、やはり使い勝手がいいように決めていくように、設計を作っていくというふうに考えておるところでございます。

重廣委員 くだいようですが、まだ決定はしてないわけですね。今協議の中ということですね。養鶏さんもおおむねメンバー選定をしてそこを運営するという話は、何か協定しよったらおかしいですけど、例えば完成しました、作りました、やっぱりやめましたっていうふうになるのが1番怖いんですよ。その辺りの、今協議の進捗状況と言いますかね、その辺りについてお願いします。

農林水産課長 協議の進捗状況でございますが、ほぼほぼ、どなたがやられるかというのは、養鶏のほうでは今考えはあるというふうにはお聞きしております。ただ、確定として、今、市のほうにはまだその辺の話はいただいておりますので、この場ではどなたっていうことはちょっとまだ言うことができないということになります。

吉津委員長 関連質疑はありませんか。

早川委員 今、色々協議されてるということだったんですけども、その協議の中ではどのような意見っていうか、出てるかっていうのはわかりますか。

農林水産課長補佐 今、組合のほうと協議を重ねておりまして、弊社の運営については、スマート技術を取り入れた使用管理の効率化や再生可能エネルギーを活用した省力化などに対応した傾斜の整備を計画したいという意見が出ております。また、その個別の協議の場において、その中に山口県長門農林水産事務所や山口県西部家畜保健衛生所等も入っていただいております。当然、防疫という観点の話もありますので、鳥インフルエンザ対策として必要とされる鶏舎の構造としてウィンドレス鶏舎にするなど、国の飼養衛生管理基準及び県の山口県飼養衛生管理指導計画に沿った整備となるような助言を受けておるところでございます。これらの意見をもとに、これからも、最適な経営者の配置となるよう、経営者の規模や施設の配置、衛生管理等に対応した土地と土地の造成ができる

よう、基本計画の策定に取り組んでまいるところでございます。

早川委員 ぜひとも、実際に働かれる経営される運営される方のご意見、配置なり動線なりを考えて、汲み取って、実践についてやっていただきたいと思います。お願いします。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

重村委員 重廣議員の質疑の中、また深掘りするようになりますけど、深川養鶏協同組合を中心にある程度こう、事業主体となられる方はある程度もう、こう決まりつつあるからこそ、こういう事業も、行政も造成のほうに入るということでしょう。第1工区のこの鶏に関しては、なんて言いますか、工事に入る前の下準備って言いますか条件整備、ここまでを行政としてしっかりやっていくと。この予算以外にね、今後、この養鶏のほうの事業に関して、行政の予算が必要になるということはもうないのか。これはもう、あと民間業者が国の補助金なりを活用しながら実施主体となってやっていくのか、いや、これ以外にもまだ第1工区に限ってはこういう予算が必要になると思われますと言われるのか、この確認だけお願いします。

農林水産課長補佐 第1工区も当然造成の今回実施設計ということですので、造成工事に関しましても市のほうで行うというふうに考えておるところでございます。畜産団地整備事業でございますが、農業産出額の6割を占める県下でも有数の肉用鶏と肉用牛の産地である畜産業。これの地場産業を振興するという意味での事業でございます。そのため、市の所有地を利用して畜産経営の事業体を誘致するという、いわゆる産業団地の整備事業でございます。よって、その基盤整備としての土地の造成については市で行うと、必要があるのではないかとこのように考えておるところでございます。

重村委員 それで、あまり先のことをこうご答弁をって言っても難しいと思いますけど。それでは、この畜産計画の中での、この事業全体から見た時に、造成工事までするのが市の役目だと、基本的にはですね。また牛はちょっと違ってくるのかもしれないけど、市有地でもあるし、この造成事業をして、それじゃ、建設工事に実際に入るところから、これは民間の力があれば民間の力を使うというスタンスでいるという確認をしてよろしいですか。

農林水産課長 第1工区につきましては、基本的には上の建屋について、それと附帯施設、これにつきましては養鶏さんのほうで負担していただくというふうに考えておるところでございます。

林委員 重村委員の関連質疑になるんですけども、元々畜産振興計画というのは昨年3月に策定をされて、今回の第1工区でいうところの肉用鶏の出荷羽数を600万羽から650万羽にしていくんだという計画です。それで、実質私も今回のその補正の審査にあたって、今年の3月に行われた予算決算委員会の総

務産業委員会の会議録ずっと読まさせていただきまして、今回この第 1 工区いよいよ基本計画ができて造成工事の実施設計に入っていくんだということまではわかるんですが、まだ総じて言うとなかなかこの第 2 工区以降の、さっき重村委員が先のことはっていう話もありましたけど、あの時の会議録の現状と畜産振興部会でどういうお話をされてるのかわからないんだけど、あんまり現状は目に見えないというか、そういう形なんですか。それともある程度もうはっきりはしてるんですか。その時の会議録というその第 2 工区以降というのは非常に不透明なようなご答弁をされてたのを記憶してるんですが、ここに至って、今回造成工事の実績業務を組むにあたって、これ第 1 工区とそれ以降の話というのはなかなかまだまだという状況なんですか。その辺りは感触というか、聞かせていただいていいですか。特に牛の場合はなかなかこれ非常に難しいと色々思ってるんですよ。なかなか養鶏のように専門農協があるわけでもないし、個人経営がほぼほぼなんで。その辺りの見通しというか、その辺り聞かせてもらっていいですか。

農林水産課長補佐 委員ご指摘のとおりでございます。畜産振興部会において、第 2 工区、第 3 工区も含めた全体の計画というのを話し合っております。今年は 5 月、7 月、10 月と計 3 回開催して、10 月に堆肥センターの視察等々も重ねながら、どういった計画を実現していくのが適切かということで、委員の皆様と現地で勉強しながら、今協議を重ねておるところです。またその間、若手の生産農家と意見交換会等も 2 回開催したところでございます。委員ご指摘のとおりでございますが、現在肉用鶏、肉用牛の経営においては、世界情勢から配合飼料の価格が高騰して、高騰前の 6 割高と依然として高水準にございます。また、和牛肉の国内需要の低迷で、枝肉市場、子牛市場ともに低迷して厳しい経営環境が続いておるということは事実でございます。そういった実情において、部会での議論は今肥育経営を始めても利益の確保が厳しいため、ある程度景気の判断を見極めてから進めるべきというような意見も出ておるところでございます。堆肥センターについても畜産団地の第 1 工区、第 3 工区を予定している業者から排出される牛ふん、鶏ふんがあって初めて有効活用できるものですので、そこについてもセットで考えていく必要があると思っております。

林委員 わかりました。非常に肥育の場合、なかなかクリアすべき課題がたくさんあって、実は生産農家さんもなかなか苦慮している状況があるというのは私も承知をしておる。部長の認識を聞くんだけど、実際この畜産振興計画というのは、部長の頭の想定で範囲で結構なんですけれども、予定どおり、計画どおり進むというふうな認識でいらっしゃるのか。

経済産業部長 第 1 工区については、今回のこういった予算計上ということで、予定どおり進むんだらうなと思っておるんですが、肥育及び堆肥センターとい

うところにつきましては、今課長補佐が申し上げましたように大変厳しい環境が続いておりますし、委員ご認識のとおりだと思っておりますので、市としましてはJAでありましたり農家で構成する法人など、民間にというようなところは、思いはあるんですけども、今JAさんとも協議を重ねているところではございますが、今予定どおり行けるかどうかというところを見ますと、第2工区、第3工区はちょっとずれる可能性もあるのかなというのが正直な感想でございます。

田村委員 では2つほどお尋ねをするんですけども、話が具体的になってきましたので細かいことを聞いて申し訳ないんですが、今後市が造成する土地、今回実施設計の予算が入っております。市有地ということですけども、建設に入る段階ですが、ここからは事業者さんが土地を買い取られるんですか。それとも賃借される。

農林水産課長補佐 基本的には賃貸借契約ということを前提としております。

田村委員 では、賃貸借料の月額でも年額でもいいですけども、もう今、検討されてらっしゃいますか。

農林水産課長補佐 具体的なお答えとしては、今検討中というところでございます。具体的な賃料の算定は計画面積等々の詳細が確定してから算定することになりますが、賃料については市の規程に基づいて算定した額を定期借地契約するということで検討してまいりたいと考えております。

田村委員 では、全体の計画の話が出ましたので、今回は第1工区ということですけども、第3工区もあつての計画の見通しはまだ立っていないところだったというふうに思ってます。第2工区というのは、第1工区と第3工区から出てくる堆肥を活用する堆肥センターという話でしたけれども、もし仮にですけども、第1工区が完成して事業が始まって、第2工区、第3工区の見通しが立たなかったとした時に、第1工区だけでこの計画というのは完了するというか、第1工区だけで成り立つものなんでしょうか。

農林水産課長 畜産団地の計画としては、第1工区だけでは成り立たないというふうに市としては考えております。やはり第2工区、第3工区、こちらも全部完成して初めて畜産団地というふうに言えるのかなというふうに市としては考えております。

田村委員 すいません、言い方がいけなかったかもしれません。第1工区が工事が終わりますよね。工事が終わって、運用開始するようになりますけれども、その時点でまだ第2工区、第3工区って完成してないじゃないですか。その場合でも運用は可能なんじゃないでしょうか。全体の計画としては第3工区までいかなきゃいけないだろうけれども、第2工区、第3工区が運用開始になるまでの間、第1工区は遊ばせとくのか。50万羽飼うのか。

農林水産課長 第1工区だけであつても運用は開始いたします。

田村委員 その場合の鶏ふんの処理というのは何かお考えがありますか。

農林水産課長補佐 第 1 工区に関しましては、深川養鶏さんと協議を重ねているということでございますが、運用開始になって鶏ふんが出るという、その処理ということについてですが、現在深川養鶏さん、鶏ふんについては、ほぼ大埤の第 1 センターのほうに搬入されております。養鶏さんのほうも第 3 工区の運用が開始して、第 1 センターができるまでは、第 1 工区の鶏ふんについては大埤のほうに搬入するというふうな確認を取っておるところでございます。

有田委員 この用地測量と実施設計業務はどちらがやられるのでしょうか。

設計技術班長 こちらにつきましては、入札により業者が選定されることになります。

有田委員 じゃあ、いつ頃やられるんですか。

設計技術班長 現在では 1 月発注を目指して業務を行っているところでございます。

有田委員 第 1 工区だけちょっと 6,000 万円かかる。この第 2 工区、第 3 工区になると、また同じような金額になるのか心配なんです。設計業務だけ仮に 3 工区まで同じだったら 1 億 8,000 万円近くになるんですね。かなりの額になるんですが、課か何かで設計ぐらいやられないんですかね。委託しなくてですね。

農林水産課長 第 1 工区、第 2 工区、第 3 工区それぞれ用地の面積というものが全然違ってきます。第 1 工区が 1 番広い 3 万平米というふうになっておりまして、第 2 工区、第 3 工区につきましては、約 1 万平米という形になっております。それとやはり土地の形状、そういったものもございまして、それとその上に何を建てるか。そういったことにもよって、やはり設計業務というのは変わってきますので、単純に第 1 工区の金額から、この 6,000 万円という金額から第 2 工区、第 3 工区の数額っていうのははじくのはできないかなというふうに思っております。

田村委員 それでは、第 11 款「災害復旧費」第 2 項「農林水産業施設災害復旧費」、第 1 目「現年農地農業用施設災害復旧費」、事業コード 010 現年農地農業用施設災害復旧事業についてお尋ねをいたします。これはいつの災害を対象とするもので、地区とエリアとしては何か所あるのでしょうか。

設計技術班長 災害が発生しましたのが 8 月 28 日から 30 日にかけての台風第 10 号による被災になります。箇所といたしましては、西深川地区と油谷の角山地区になります。

田村委員 それでは、その中で被害の大きい、復旧金額の大きいところの具体的な規模と災害状況、それから設計の内容についてご説明ください。

設計技術班長 被害が大きかった箇所といたしましては油谷角山の農地災害になりまして、規模といたしましては 2 か所ございまして、1 か所が 13 メートル

もう 1 か所が 9.5 メートルの 2 か所になります。

田村委員 このうちの復旧に要するその角山の 2 か所の費用はおいくらでしょうか。

設計技術班長 2 か所で 660 万円ほど計上しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければほかご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、農林水産課所管全般について、ご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:10 —

— 再開 11:11 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企業誘致・まちづくり推進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

経済産業部長 補足説明は特にございませぬ。以上で終わります。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重廣委員 はいお疲れでございます。第 2 目「商工業振興費」の三隅地区工場用地整備事業っていうのが説明資料に 2 ページ、ございますがその内容についてちょっと伺いますが、この通りですよ、もう私はこういう金額は出ないものと思っておりましたがまた 800 万円近い金が出されると。これについてこの説明されてるんですが、中に計画高を超えて沈下する場合。想定ですよ、想定してこの工事を出しているのか、今どういう状況なのかそれについて説明願います。

都市建設課長補佐 今、実際沈下量については毎週計測をしておる状態でございます。10 月に委員会でご説明させていただきましたけれども、あの時点で 30 センチほど沈下をしておりまして、今大体 1 か月で 1 センチ程度の沈下というような形で収束を見ておるような形になっております。ただ沈下が今、収束しておるといふような認識ではおりますけれども、この後まだそれが安定するかどうかっていうところが見えておりませんので、今の現状としてはそのような状況になっております。

重廣委員 私もその時説明を受けましたけど、計画高からも 30 センチは沈下を見込んでるという計画でやってると。それからまだ少し進んでるんじゃないかという状況を確認されているということですね。で、伺います。この用地整備工事に 800 万円ですよ 800 万円近い金。この内訳についてお願いします。

都市建設課長補佐 内訳につきましては、造成地こちらのほうをアルミネ様のほうに引き渡すための整備工事という形になっておりまして、先ほどお話ししました、沈下の状況で今、少し高いところと低いところっていうところが実際に現地で出ております。ここについて土砂を整地、ならすっていうことと、あともう1つは引渡すための草刈り。こちらのほうを含んだ設計になっております。

重廣委員 先ほどの説明は下がりそうだからと、私はどっか土砂を搬入されるかと思ったんですよ。現場内で収まって外からの例えば今いろんなところで工事されてますけど、そちらの残土を搬入するということはされないということでしょうか。

都市建設課長補佐 今沈下を起こしてるところと、余盛をして少し高いところの面積がほぼほぼ釣り合っております。このため土の搬入・搬出はないものと考えております。

重廣委員 わかりました。この計画されている工事の工期、いつ頃までに完成して、私たちが1番知りたいのは、この相手方との契約のことなんですがそれに間に合うのかどうか。間に合うと言いますか、工事を完成させて相手方と交渉されて決定されるのか、今どのちょっと交渉の進捗状況も、もしよろしければ教えていただきたいなと思うんですが。

経済産業部長 はい、それでは私のほうからお答えさせていただきます。現在の交渉の状況についてでございますが、今、市長と私含めて大阪本社に今年度に入って1回、三隅工場との交渉は4回行っております。今のこの沈下の状況っていうのも三隅工場との面談の時に、逐次報告もさせていただきまして、今工期としては3月末を目途に我々としては引渡しを行いたいという旨は、先方に伝えております。まずは予定通り第1工区、第2工区、造成工事終わりますというふうなところでお渡しを今年度完成させて、来年度の早々には引渡しができる予定です。というふうなところでお伝えはしております。従いまして我々とすればアルミネ様のほうに、できるだけ早期の進出協定という形を締結させてほしいっていう旨は先方のほうに伝えている状況です。合わせまして価格のところにつきましても、先方にも具体的な我々が買ってほしい金額っていうものを、まずはお示しをしているところです。まだ、そこも今の相手方の、その今のその新工場ですね工場概要っていうか、まだそこが正直できていないというか、それがまだいただけておりませんので、我々としてもどの程度の規模の工場ができるかによりまして、財政シミュレーションとかをかけて相手方が求める金額と折り合いがつけるのかっていうところを今具体的な折衝を行っているといったところが現時点でございます。

林委員 現場行きますと看板があって、開発行為許可済標識っていうのがあって、工期が平成31年1月7日から令和7年3月31日までになってます。だか

ら今のご答弁で、今回この補正額っていうのは今年の 3 月の予算決算委員会の総務産業分科会の中でも補正をする可能性を否定していませんでした。だから当然今回その通りに補正が上がったんだなと私は思います。今後 3 月 31 日で実際にこの工事が終わって今、重廣委員もおっしゃいましたけど、これから先方と売買交渉に移っていくんですけども、県と市とアルミネを含め 3 社で結んだ覚書きっていうのがあって、今度は市とアルミネとの進出協定というところに行くと思うんですよね。これってその大体目処としてどの程度予測というか、どの程度のスケジュール感で先方と進出協定を結ばれようとされてるのかっていうのは大体あるんですか想定の中で。

経済産業部長 先方には今、年度内で工事が終わります。お渡しします。ですから、それまでには今委員おっしゃったような価格のことも含めて決めましょうねっていうところで今年もずっと相手方とは交渉しております。進出協定については我々もなるべく早期にもう先方の工場計画が出来上がれば、もう市は造成も終わるんだね、じゃあうちはこういう事業所作るよっていうところをなるべく早期についでいうところでは思っております、先方には我々が土地を引き渡すまでには、とりあえず進出協定を交わさせてほしいっていう我々の意向は現在伝えているような状況でございますので、従いまして今年度造成が終わるということであれば、今年度中にはですね、進出協定に向けて具体的に協議を今から煮詰めていくという作業になるかと考えております。

重村委員 この問題、少額の補正予算でこうやって質疑が飛ぶっていうのが最終的にはこの事業っていうのは、当初工場を増設したいという業者がいらっしゃるからこそ市はそこに乗り込んだ。副市長のほうから私 1 回確認を取った時には、その金額の提示っていうのはあくまでも、造成した土地の評価額をまずきちんと算定して、それが確定して交渉に入るんだということを言われました。本当はこれ 10 億円かかって 10 億円でちゃんと買ってもらったら、市民も問題なく、問題ない、という認識を持つと思うんですよ。これが 10 億円かかって 1 億円で売買したりとかするとね、背任行為ではないけど、これ市民から監査請求でもあればやっぱ行政サイドとしたら 10 億円をかけて 1 億円で売りましたっていうようなことが、これあっちゃならんことなんです。地方自治体っていうのはこういう事業するときには。だけど社会情勢も色々あるからですけど、今もう交渉段階に入って金額も向こうに提示したという発言がありましたから、その段階でもう来てるということで金額をここで言うてほしいということは言いませんけれども、その評価額っていうのは私はね当然その段階に入っているんなら評価額あそこはいくらですよっていうのは私、行政として明言ができるんじゃないかなと思うんですけど、これもやっぱり交渉にかかることだから今の段階では言えない。ということなのか、いや評価額だけはきちんと議会の皆さんにご

提示しましょうということなのかこれをまず確認したいと思います。

経済産業部長 土地の評価額については、令和 3 年度当時に実際評価をして金額はあるのはあるんですけども、じゃあそれからまた 2 年経っておりますので、今その土地を賃貸借契約を交わすときには市の形とすれば土地評価委員会というものがありまして、それにかけてやっていくっていうところになりますので、ある程度相手方との話し合いと言いますか、そこがつけばまた今年度のその評価が必要かどうかというところはその監理管財のほうとも話し合ってくださいね決めていきたいと思いますが、令和 3 年度の評価額がお示しできるかっていうとちょっとまだ、今この、ちょっとお示しはできないかなと思っております。

重村委員 最後にします。今の段階はやはり交渉されてるから言えないんですよ。もうそう言われたほうが、僕はいいと思いますよ。やっぱり議会としたらある程度もう工事が終わってそういう最終段階に来てるとなれば議会としては当然これじゃあ向こうに、売りたい金額っていうのを示してるって言われるんだから、それはやっぱり言えないですよ。今からの交渉のこと考えれば。だからせめて評価額はいくらなのかっていうのがね、議会に示せば示してほしいという思いがありましたけど、それはもう交渉で難しいっていうのであれば私たちはやっぱり市民もそれは思ってますよ、いくらであそこ売るんだろうか。だって皆さんの税金でやったんだから。だから議会としてはそれを追及しておくというのは私は姿勢として必要だから今言ったままで、交渉でのこともあるから言えないっていうのであればねそういうきちんとしたご答弁を僕はされたいほうがいいと思うんですよ。

経済産業部長 正直私も、今、価格交渉等入っておりますので、今のこの時点でその評価額をちょっとお教えすることは控えさせていただければと思っております。これが無事、お互いが協定を交わして、土地賃貸借契約交わすとか土地売買契約を交わすとかっていうところになりますと、これまでの経緯につきましては、包み隠さずご報告させていただければと思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、企業誘致・まちづくり推進課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:25 —

— 再開 11:26 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、観光政策課所管について、

審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

観光スポーツ文化部長 補正予算書 5 ページの第 2 表「繰越明許費補正」の「商工費」、「観光費」、事業名「満足度の高い「ながと時間」創出事業」につきましては、地元である伊上地区の住民や関係者への事業説明に加えて全体の基本計画の作成に時間を要したため、翌年度に繰越すための措置を講じるものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、スポーツ文化交流課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

観光スポーツ文化部長 所管課の補正予算につきましては、市長の提案説明のとおりでございますけども、加えて、補正予算書 27 ページの第 6 目「文化財保護費」、事業コード 030 重要文化財有柄細型銅剣保存活用事業として 296 万 8,000 円を新たに計上しております。これは、補正予算説明資料 3 ページに記載のとおり、明治 34 年に油谷地区向津具下で出土した弥生時代の銅剣につきまして、この度所有者から寄託を受けたことから、今後の保存活用に向けて、適切な保存処理等に必要な経費を計上するものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

早川委員 ただいま説明にもありました重要文化財有柄細型銅剣保存活用事業なんですけれども、これ今説明の中で、所有者から寄託を受けたということなんですけれども、この寄託というのはどのような状況かっていうのを教えていただけますか。

スポーツ文化交流課長 寄託というのは、所有者は変わらずに管理のほうをお願いしたいというところで、長門市が今後管理していくということです。

早川委員 では、この大事な、多分なんか日本で 4 本しかないっていう銅剣らしいんですけれども、この大事な銅剣を保存修理業務委託されるということなんですけれども、これはどちらにされるんでしょうか。

スポーツ文化交流課長 本業務につきましては、委員ご指摘のとおり、国重要の指定文化財でございます。その業務につきましては、専門的な処理施設及び専門的な知見を持つ業者の方をお願いする必要があります。本市に 1 番近い施設としましては、九州国立博物館、こちらのほうに専門的な施設及び出入りしている業者さんがいらっしゃいますので、その方をお願いしながら進めていこうというふうな計画にはしております。

早川委員 では、この銅剣に関しては、今後どのような長門市としての活用を考えられてるんでしょうか。

スポーツ文化交流課長 寄託を受ける際にも所有者の方から多くの方に見ていただきたいというご要望をいただいておりますので、常設展示も含めながら、多くの方、全国の方に見ていただけるような体制は作っていきたいというふうに思っております。

早川委員 今、常設展示っておっしゃったんですけれども、それってというのは、この銅剣に対しての多分これ大事な、重要なものなので、その施設っていうのは今のヒストリアながとにはあるんでしょうか。

スポーツ文化交流課長 常設展示をしていくにあたり、文化財に重要なのは紫外線とか熱、湿度とかいうのが劣化を防ぐために必要な設備になってきますけれども、そういった展示ケースなどを整備していく必要性はあるとは思っておりますけれども、条件が揃い次第、そういう常設展示等に向けた取組を進めていきたいというふうに思っております。

早川委員 ぜひ寄託された方の気持ちも汲んで、早めに長門市内へ、本当にヒストリアながとでの展示っていうのは期待してますので、それに向けて何か予算とかは出されてるんでしょうか。

観光スポーツ文化部長 今は保存の状態をどうするかというところの予算でございます。今度は展示ケースとか展示の仕方とか、色々予算を出していかなくちゃいけないと思います。実はこの委員会の後、20 日なんですが、担当と一緒に 1 番近いところで吉野ヶ里が展示をされております。そこに行って、どういうふうなやり方をするかっていうところはしっかり見て、次の展開でどう展示してるかっていうところをちょっと勉強していこうかなと。私も知らない部分がありますので、そこはしっかりと勉強していきたいというふうに思っております。

早川委員 ぜひ期待してますので、よろしくお願いいたします。

ひさなが委員 繰越明許費になっていると思いますけれども、このスケジュール等について伺います。

スポーツ文化交流課長 本処理に関しましては、処理をするのに約 8 か月程度必要というふうにお聞きしておることから、繰越での対応とさせていただいております。

ひさなが委員 わかりました。かなり大事なものを取り扱うようになっていくと思うんですけど、定期的にかかってくるランニングコストみたいなものっていうのがあったりするのか。今現在で分かっていることがあれば伺います。

スポーツ文化交流課長 展示に向けた準備が整えば、それ以降のランニングコスト的なものはかからないかなというふうに思っております。

綾城委員 関連です、1 点だけ。この今の有柄細型銅剣、全国に、早川委員もおっしゃった 4 本しかないとても貴重なものだと思います。今、条例上無料にな

ってますよね。私なんか思うんですけど、今そういうふうに常設されるんであれですけども、企画展とかをやられる時っていうのは、本当に無料でいいのかっていう。それ以上の価値がやっぱりありますから、その寄託、市に託された方のご意向っていうのもあるかもしれないけども、やっぱり本当に無料でいいのかっていう。本当に無料でいいのかっていうところも、特に市民以外の方ですよ。内部で色々今後考えていかれたほうがいいんじゃないかなとは思ってるんですけど。

観光スポーツ文化部長 委員おっしゃる部分もあるかと思います。ただ、やっぱり市内の子どもたちとか、市民向けのこういうものがあるんだねっていうところの周知という部分は、無料の部分であったり、おっしゃるとおり、やっぱりプラス企画として背景の部分を見せながらの展示をするならば、やはり少しお値段が張っても、その辺は入場料として反映させる検討はする必要があるというふうには思ってます。

田中委員 債務負担行為のところで、ラポールゆや指定管理料っていうのがあ

るんですけども、この積算根拠をお尋ねします。

文化交流班長 今回、債務負担行為設定をしておりますけれども、これは指定管理者のほうから申請があった金額になっております。

田中委員 令和 6 年度の当初予算では、ラポールゆやの維持管理費っていうのは 3,115 万 9,000 円ですか。今回指定管理料、来年度、令和 7 年度からの金額になってるんですが 950 万円ぐらい高い状態になっているんですけども、この辺っていうのはどういうふうに受け止められてますか。

文化交流班長 この度、ラポールゆや指定管理につきまして、今まで地域文化育成事業に 600 万円の補助金を出しております、そちらのほうも指定管理の事業として積算をしておりますので、その分増加にはなっております。

中平委員 予算書 27 ページ、説明資料 4 ページ、第 3 目「体育振興費」の中学校部活動地域移行事業についてですが、この工事の実施にあたる場合は、工事業者の現場事務所、資材置場、作業用重機等の仮置き場所はどこに設置されるのか、お伺いいたします。

スポーツ文化交流課主幹 現場事務所につきましては、深川中学校のグラウンドの一部を駐車場にする予定ですけども、その予定地の外側に設置するようになると考えております。そこをさらに仮囲みをして、進入ができないような形になろうかと考えております。

中平委員 その場所を児童の通学や通り抜け、放課後児童クラブ、スポーツ少年団の保護者の送り迎えのための乗用車の駐車時、通行時に著しい不便につながるようなことはないのかをお伺いいたします。

スポーツ文化交流課主幹 ちょっと中学校のグラウンドですので、今児童クラ

ブとおっしゃられましたけども、ちょっと場所が離れておると考えておりますので、影響はないとは思っております。現場はその市道とその進入口が、今、中学校のその正門の横に進入口を設ける予定ですので、その出入りの関係で、中学校の生徒が通学、通行する際に危険な事故が起こる可能性がありますので、そこには当然その警備員を立てるなりして、安全を確保していくということだと考えております。ほかに、グラウンドの中でその事務所については設置しますので、特に何か通行というか、そういう妨げになることはないと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

ひさなが委員 工事期間中の学校生活への影響について、そういった配慮について伺いたします。

スポーツ文化交流課長 先ほど、主幹から安全面のほうについて若干触れておりますけども、生徒の安全確保については最重要視して施工を行う必要があるというふうには考えております。特に、先ほども申しましたが、交通安全面に配慮。現場入口となる正門横には警備員を配置などに加えて、車両がグラウンド内に走行する場合は徐行するというような対応をしていきたいというふうに思います。そして、施工現場とグラウンドは仮囲いして安易に進入できないような感じにすることも施工業者に指示をしたいというふうには考えております。

ひさなが委員 音とかも色々あると思うんですけど、そういった点の配慮とか、どういったお考えですか。

スポーツ文化交流課長 学校生活への影響は最小限にする必要があると考えておりますので、授業への影響として、騒音などに関しましては、授業や部活動、お昼休み中などでグラウンドを使用する際も含めて、騒音対策等についても施工業者のほうにお願いをしたいというふうに思っております。

ひさなが委員 最後、1点です。正門の横に入口がつくというところで、正門の方が多分高くなっていると思うんですけど、そこから生徒が降りてくる時と、バスか自動車が新しい駐車場から左折、バイパス側に出ていった時になかなか生徒の姿が今の現状で見えにくいんじゃないかなと思うんですけども、あわせてそういった安全に対する配慮等されたらどうかなと思いますけど、いかがでしょうか。

スポーツ文化交流課長 ひさなが委員ご指摘の通りでございまして、進入口付近の見通しの確保のために、正門付近の石垣植栽の一部につきましては、撤去を予定しているとともに、駐車場から出る際には、一旦停止サイン等をしたいというふうには考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

重廣委員 お疲れでございます。先日、記者発表された資料、航空写真の平面図に赤い線が入って範囲だけ記されたやつ。それだけじゃわからないから、詳しい

工事内容についてわかるような図面ないかと聞いたら、全く同じ図面が送られてきました。一切あれじゃわかりません。この工事金額、3,200 万円ですか。工事内容について簡単に大まかな金額、それと、最終的にそこが、表面は舗装になるのかどうか、それについてこれ。

スポーツ文化交流課長 大まかな工事内容としましては、航空写真見ていただくようにその部分を駐車場というふうに活用していきたいというふうに考えておりますので、アスファルト舗装を行いながら整備していきたいというふうに思っております。また、グラウンドと駐車場の境については、防球フェンス約 2 メーター程度のフェンスを設置しながら、安全確保に努めていきたいというふうに考えております。

重廣委員 アスファルト舗装をされるということですよ。ここの先生方の施設の駐車場、ご存知のように、今、あそこから車を出るために、雨が降ったら道にずっとタイヤの跡がつくという状況の舗装がしてない状況なんですよ。まだ舗装される時の工事っていうのがありますけど、ついでにあそこもされるという計画はないんでしょうか。いや、いろんなことを考えてですね、ここが今 N クラのための駐車場にあるっていう目的で作られますけど、いろんな人が停めてしまうと思うんですよ。こちらのほうにも停めますけど、あそこも舗装はされてない状態です。これ含めて一緒にされるというお考えがなかったのかどうか、伺います。

スポーツ文化交流課長 この度、地域移行に合わせた N クラの駐車場整備という形の中で、スポーツ文化交流課のほうで予算計上をさせていただいた次第でございます。委員ご指摘の職員駐車場については、言わば学校管理下における駐車場ということになっておりますので、この度の補正予算については、まずは N クラの駐車場の整備という形の中で予算計上させていただいております。

重廣委員 最後になりますが、先ほど 1 番最初に図面の話をしましたよね。なんて、まだ入札もされてない段階だから詳細な図面は、議員には表示できないのかどうか、どうお考えなのか、それだけちょっとお伺いしてください。

スポーツ文化交流課長 そこらへんにつきましては、ちょっと伝言ミスのものがあったのかもしれませんが。私に受けたのが図面ということでありましたので、記者発表資料、ちょっとお送りさせていただいたというところにはなっておりますけども、詳細図面ということであれば、お示しすることができたのかなというふうに思っております。申し訳ございません。

綾城委員 1 点ほど確認です。学校の敷地内、学校のグラウンドに N クラの市営駐車場、地域クラブ駐車場、今回整備されるということで、じゃあ今後の、今スポーツ文化交流課さんがご説明をされてるということは、今後ここの駐車場の管理は、深川中学校ではなくて、教育委員会ではなくて、スポーツ文化交流課

さんが引き続きこの駐車場だけの管理をされていくっていう認識でよろしいですか。

スポーツ文化交流課長 この度の整備に関しましては、駐車場用地にかかる部分については、教育委員会のほうからスポーツ文化交流課のほうに施設の移管を受けまして整備していきたいというふうに考えております。よって、今後の維持管理につきましては、スポーツ文化交流課のほうでしていくという形になるうかと思います。

田村委員 予算出ておりますけれども、この予算積算の内訳、もしありましたらお願いします。

スポーツ文化交流課長 駐車場の整備工事としまして 1,812 万 8,000 円計上させていただいております。内訳としましては、駐車場整備工事として 107 万 4,000 円でございます。排水構造物工事として 208 万 7,000 円、擁壁工事として 93 万 3,000 円、防護柵の工事として 237 万 8,000 円、構造物の撤去としまして 51 万 3,000 円、仮設工事が 176 万円、共通仮設費としまして 89 万 7,000 円、現場管理費として 3,980 万円です。一般管理費として 285 万 8,000 円、消費税 164 万 8,000 円の合計で 1,812 万 8,000 円でございます。続きまして、舗装工事のほうにはなりますけども、駐車場舗装工事として 1,454 万 7,000 円計上しておりますけども、駐車場舗装工事として 660 万 5,000 円、仮設工事として 19 万円、共通仮設費として 73 万 9,000 円、現場管理費として 331 万 1 千円、一般管理費として 237 万 9,000 円、消費税が 132 万 3,000 円として合計で 1,454 万 7,000 円、合わせまして 3,267 万 5,000 円ということで計上させていただいております。

田村委員 最初のほうの駐車場整備のほうだと、管理費、桁が違ったような気がするんですけど、380 万円の間違いですか。（「現場管理費」と呼ぶ者あり）なんかさっき 3,800 万円って聞こえたような気がします。

スポーツ文化交流課長 申し訳ございません。現場管理費としまして 398 万円でございます。申し訳ありません。

田村委員 はい、ありがとうございます。じゃあですね、もう 1 つだけお尋ねするんですけど、先ほどひさなが委員に対してご答弁の時に、「授業中も工事をする」というふうにおっしゃられてないけど、授業中も工事するわけですよね。工事を予定している時間と、それから、工事完了までの期間、来年の 1 学期には入っていくんでしょうけど、どの程度予定されてるのかお願いします。

スポーツ文化交流課主幹 まず、期間につきましては、1 月、順調に行けばですけども、1 月に入札して、契約して、それから 7 月末までの工期を予定しております。整備工事と舗装工事ございますけども、整備工事をやって、舗装工事をやって、最後にフェンスを立てるという整備工事を行う、そんなふうなスケジュール

ルになってまいります。工事を行う時間帯ですけども、やはりこれはどうしても、授業の時間に被ってくることがあるかと思います。騒音に配慮する必要があると考えております。ただ、その、なんて言いますかね、構造物を撤去するような、激しい騒音がするような工事にはあまりないのではないかと考えておりますので、その辺り業者と打ち合わせ等をしながら、なるべくその授業など、学習面に影響が出ないような配慮をしていきたいと考えております。

田村委員 ちょっと聞き方が悪かったと思ってまして、登下校の時間に絡むかどうかということだけお尋ねします。

スポーツ文化交流課主幹 登校の時間帯ですけども、おそらく午前 7 時半から午前 8 時ぐらいの時間帯になってくると思います。この時間には例えば大型の車両の搬入などはなるべく行わないようにしたいと考えております。下校の際にはですね、現場はおそらく動いておる可能性があると思います。その際、その車両の出入りがあると思いますので、そこはその出入り口の警備員を立てて、交通安全面を確保していくということかと考えております。

吉津委員長 関連指定はございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、ほか、ご質疑はありませんか。

綾城委員 1 つだけです。予算説明資料 3 ページです。第 4 目の「公園事業費」ながとスポーツ公園維持管理費ですね。これが 156 万 6,000 円ほど計上されております。この中、1 つだけちょっと確認なんですけど、そこも経年劣化とともにいろんなものに修繕費がかかってるってところで、この照明修繕が 42 万円と計上されてますけど、これは、何基分の照明修繕になるのかということをお尋ねします。

スポーツ交流班長 照明の箇所なんですけど、ジョギングコース 9 か所というふうになっております。

綾城委員 じゃあ、あれですね、この 9 か所を修繕すれば、敷地内の照明は基本的には全て改善できるという認識でよろしいですか。

スポーツ交流班長 委員ご指摘の通りです。

吉津委員長 関連質疑ございませんでしょう。

早川委員 今、9 か所の修繕ってということだったんですけど、壊れた主な原因っていうのはどういったものなんでしょうか。

スポーツ交流班長 原因が、おそらくですけど、ブレーカーが湿気によって故障しているというような状況です。

早川委員 その下に管理棟トイレ、小便器修繕とかありますけれども、これは、これの修繕利用。

スポーツ交流班長 男子便所の小便器ですが、流れが悪くて、それを洗浄して尿石などを剥ぐ作業を行うという予定です。

早川委員 もう 1 つが、ジョギングコースもこう、デコボコしてっていうところを出されてるんですけれども、これの原因は。

スポーツ文化交流課長 ジョーキングコースの陥没の理由なんですけども、複数の要因によって発生したというふうに考えております。陥没箇所、上部のですね、芝生広場。これからの浸透水の影響や当時の転圧不足により発生したというふうな判断しております。

早川委員 これジョギングコースのっていうのはやっぱり安全面とすごい関わった、影響があると思うんですけれども、今回それをやった、修繕したとして、今後も今の要因であればあちこちから出てくるっていうことは考えられますか。

スポーツ文化交流課長 この度の陥没具合と言いますか、へこみ具合が走っていればちょっと足を取られるような陥没の具合でありましたので、緊急的に修繕というふうな対応させていただいております。今後どうだっていうことになるんですけれども、やはりその舗装下であって、ちょっと地面の下が見えないので、起こらないとは言えないかなというふうには思っております。発生した際には、修繕対応という形の中で、利用者の方に、ご不便がないようにな対応はしていきたいというふうには考えております。

松岡委員 今回、陥没のほうは安全上、急を要するということで早く予算が出されておりますが、照明のほうは結構、今年に入って 1 つ、また 1 つと、なんかどんどんコース上の明かりが消えていって、やっぱり利用者としてもちょっと暗い場所が出てきて、いつになったら修繕されるのかなと思って見てたんですけれど、この辺の照明についてももっと早く修理されてもよかったんじゃないかなと思うんですけど、その辺の経緯とかありましたらお願いします。

スポーツ文化交流課長 スポーツ公園の維持管理として、一般的な修繕枠というのは持っておるんですけれども、先ほどありましたように、ジョギングコースの陥没がありまして、予算的にそちらのほうにだいたい予算を使ってしまいましたので、この度、照明については補正予算で対応させていただいているというところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、スポーツ文化交流課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:58 —

— 再開 11:59 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、都市建設課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

建設部長 それでは、都市建設課所管について補足説明いたします。予算書は24 ページ、25 ページ、第 8 款「土木費」第 3 項「河川費」第 2 目「河川改良費」015「県営事業負担金」につきましては、急傾斜地崩壊防止対策事業日置長崎地区の事業費の減 151 万 1,000 円と、田屋地区の事業費の増 248 万 7,000 円、2 地区をあわせまして、97 万 6,000 円を増額補正しております。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:59 —

— 再開 12:00 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、教育総務課及び学校教育課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

教育部長 それでは、教育総務課及び学校教育課所管の主な補正予算について補足説明をいたします。補正予算書の 6 ページ、第 3 表「債務負担行為補正」でございますが、中学校大会・行事に係るバス借上料として 162 万 9,000 円の債務負担行為を計上しております。このバス借上料につきましては、中学校の大会等において、生徒を送迎するバスを借り上げるものでございますが、近年、バスの確保が困難になっていることから、早めに入札・契約を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。次に、外国語指導助手派遣事業の 1,599 万 5,000 円の債務負担行為につきましては、4 月から各小中学校で外国語の授業を円滑に開始するため、事前に業者選定を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 12:02 —

— 再開 12:02 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、地域連携教育推進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

教育部長 それでは、地域連携教育推進課所管の主な補正予算につきまして補足説明をいたします。補正予算書 6 ページ、第 3 表「債務負担行為補正」についてでございますが、当初、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の俵山公民館指定管理料に係る債務負担行為を設定しておりましたが、令和 7 年度からは俵山公民館が俵山交流プラザに変わります。それに伴い、所管課が地域連携教育推進課から市民活動推進課に変更となります。このため、現行の指定管理期間、協定書の変更の期間を令和 8 年度末までとしていたものを、令和 6 年度末までに変更するものでございます。次に、補正予算に関する説明書 26、27 ページ、第 10 款「教育費」第 6 項「社会教育費」第 8 目「公民館費」の仙崎公民館整備事業 71 万 4,000 円につきましては、本年 12 月末に完成予定の仙崎公民館新庁舎における令和 7 年 1 月から 3 月までの維持管理費の追加計上、また、公民館施設等維持管理費 353 万 2,000 円の内、業務等委託料 344 万 1,000 円につきましては、各地域交流プラザの看板張替経費として計上するものでございます。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

早川委員 予算説明資料 3 ページの「公民館費」の公民館等看板張替事業について伺います。こちら、公民館等看板張替業務、10 公民館等 19 か所とありますけれども、この看板張替は 1 つの事業者さんにお任せするのか、それともその各地の各公民館でそれぞれやられるのか、委託されるのかっていうのを伺います。

地域連携教育推進課長 今回の公民館等看板の張替につきましては、競争入札によって 1 つの業者に委託する予定にしております。今回の事業につきましては、各地域交流プラザのデザイン、フォントなどについて統一感を持たせるため、看板の制作、設置までを一貫して行う事業者任せるのが効果的でありまして、1 つの事業者任せることで、詳細な指示や調整が必要な場合も、よりスムーズかつ効率的に対応できると考えております。

早川委員 今、詳細な指示や調整って言われたんですけども、例えばフォントなりデザインなりは、その指示はどなたっていうか、どこがされるんでしょうか。

地域連携教育推進課長 こちらの指示につきましては、教育委員会が行いますが、次の地域交流プラザの所管が市民活動推進課のほうになりますので、そちらとも協議しながら調整を図っていきたいと思っております。

早川委員 最後の質問なんですけれども、このデザインっていうのは大体こういうふうなとかっていうのは、今の連携されてる課とも話し合われてるんでし

ようか。

地域連携教育推進課長 デザインにつきましては、誰でもわかりやすいフォントで統一したデザインについて、協議しながら今決めている最中でございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なればほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、地域連携教育推進課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 12:07 —

— 再開 12:08 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 17 号「令和 6 年度 長門市一般会計補正予算（第 9 号）」を議題とします。審査は、第 1 条「歳入歳出予算の補正」から第 3 条「地方債の補正」までを一括し、別紙一覧表に沿って、課ごとに質疑を行います。はじめに、総務課所管について、審査を行います。なお、人事院勧告の給与改定等に伴う人件費補正全般につきましては、総務課所管の審査対象といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 補正予算の内、今回の給与改定に伴う一般職と特別職の人件費につきましては、総務課が算定し調整等を行い、各課・各費目に割り振っておりますので、総務課所管として補足説明を申し上げます。今回の給与改定につきましては、人事院勧告に基づく国の給与法改正に準じ、給料表の金額改定を行うとともに、一般職の平均給与月額について 1 万 434 円引き上げ、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.05 月、年間支給月数を 0.1 月分引き上げるもので、共済費を含む職員一人当たりの平均所要額が約 20 万 9,000 円の増となります。また、特別職の期末手当につきましても、これまでと同様、人事院勧告の内容を基本に、支給月数を 0.05 月分引き上げるものです。補足説明は以上でございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、財政課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 財政課所管につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 60、61 ページ、第 14 款「予備費」第 1 項「予備費」第 1 目「予備費」につきましては、これまでの台風や豪雨等で緊急を要する対応で活用しており、今後積雪等への対応の可能性があることから、追加で計上しているところでございます。以上でございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 12:10 —

— 再開 12:11 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、総合窓口課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 総合窓口課所管の補正予算につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 12:11 —

— 再開 12:12 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、高齢福祉課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、子育て支援課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお

願います。

— 休憩 12:13 —

— 再開 12:13 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農林水産課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたら願います。

経済産業部長 補足説明は特にありません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 12:14 —

— 再開 12:14 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、観光政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたら願います。

観光スポーツ文化部長 補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 12:15 —

— 再開 12:15 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、都市建設課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたら願います。

建設部長 それでは都市建設課所管について、補足説明いたします。予算書は58ページ、59ページ、予算説明資料は1ページ、第11款「災害復旧費」第3項「公共土木施設災害復旧費」第1目「現年公共土木施設災害復旧費」につきましては、本年11月1日から2日にかけての秋雨前線豪雨により被災した河川6か所、道路1か所の復旧工事費と、本定例会初日に可決いただきました油谷地区市道稲石井堀線の橋梁、久富大橋復旧の詳細設計業務におきまして、先行し調査しましたボーリング結果により、橋台の杭基礎を検討する必要性が生じたこと

から、追加の設計費用を計上するものでございます。また、予算書 5 ページでは、この追加の災害復旧費について、繰越明許費として翌年度に繰り越すための措置を講じております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を散会します。どなたもご苦労さまでした。

— 散会 12 : 17 —